

# 委 員 会 議 事 録

(令和8年3月25日開催)

奈良県内水面漁場管理委員会

# 奈良県内水面漁場管理委員会

1. 開催日時 令和8年3月25日 午前10時00分～
2. 開催場所 奈良市東向中町 「奈良県経済倶楽部」
3. 出席委員 渡辺勝敏、小川彰信、堀谷正吾、高崎浩司、河内香織、田辺美紀、和田正光、森本弘重、前田隆

事務局 今井書記長補佐、南書記、片岡書記、大関書記

## 4. 議事事項

1. 遊漁規則の変更について
2. 令和7年度増殖実績数量及び令和8年度増殖計画数量の検討について
3. コイヘルペスウイルス病のまん延防止について
4. 令和8年度第5種共同漁業権の増殖目標数について
5. 資源管理の状況等の報告について
6. 魚の放流規制の検討について

## 5. 議事の経過要領及び議決の結果

今井書記長補佐 挨拶

### 議事事項1 「遊漁規則の変更について」

事務局 資料説明

会長 5つの漁協につきまして、いろいろと変更が提案されています。まず天川村漁協さんの区域やオンラインシステム導入などいくつかありましたが、この件につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

このバーブレスシングルフックは釣り人なら分かる混乱のない言葉ということによろしいですか。

事務局 はい。全国的にもキャッチアンドリリース区の中では、バーブレスシングルフックを使用するという流れが増えてきています。釣り人の中でも、この言葉は浸透してきているところです。

会長 その他いかがでしょうか。

全委員 意見なし

会長 次に、上北山村漁協さんはオンラインシステム導入についてですが、よろしいでしょうか。

全委員 意見なし

会長 特にご意見ないということで、続いて野迫川村漁協さんについてはいかがでしょうか。

少し分かりにくいと感じたのは第8条第4項の赤字の表下段の区域という部分です。表内でたくさん分かれているので、下段はどこを指しているのか少し迷いました。区域内については二段しかないなので、その下段ということだと思いますが、皆様大丈夫でしょうか。

全委員 意見なし

会長 続いて布目川漁協さんです。刺網、投網に関する記述を除いたということですが、漁協さんから変更の希望があったのですか。

事務局 はい。

会長 9ページの左上の第4条の表について、期間をニジマスに合わせていると思うのですが、11月1日から翌年10月31日までという書き方がベストですか。

事務局 布目川漁協さんの場合、ワカサギが11月にスタートして3月に終わる年度を跨ぐような魚です。そこに合わせてこれまで遊漁券を11月1日から10月31日までの遊漁券という形で販売されていたので、実態に合わせます。

会長 分かりました。その下の表で全魚種と書いているのですが、遊漁規則全体を通して読むと分かるのかもしれないのですが、上に書かれている5種類についてなのか、それとも他の魚種も含まれるのか、いかがでしょうか。

事務局 こちらについては別冊資料の23ページをご覧ください。現行規則の全文が載っているのですが、33号と34号の漁業権魚種はウナギ、ニジマス、コイ、フナ、ワカサギの5種類が記載されていますので、これらについての全魚種券となっています。

会長 これは列記するよりもこの方が良いでしょうか。

事務局 他の漁協さんでも全魚種券で販売されているところが何か所かあります。

会長 この5種類以外の魚について漁業権はかかっていますか。

事務局 かかっています。33号と34号の漁業権が5魚種にかかっており、その他の例えばオイカワやカワムツには漁業権はかかっていないので、ここには含まれません。

会長 一般の遊漁者に対して混乱はないでしょうか。

事務局 今のところは全魚種で販売されているところで、そのような混乱はありません。漁協さんにも全魚種は漁業権の5種ですよと県から説明しています。

会長 現場で魚釣りをする人が、この5種以外を採ろうとしているのに対して、漁協から説明を要求されたということはずまいと思うのですが。齟齬がなければ良いとは感じます。大体このようになっているということですね。

事務局 はい。漁業権の全魚種という書き方にはなっていますが、今後魚種を列記するか事務局で検討させていただきます。

会長 これまでの慣習に則ってということで、今後の検討課題としてよろしくをお願いします。

事務局 はい。

会長 続いて曾爾村漁協さんですが、これは禁漁区の設定ですね。

事務局 はい。

会長 これも漁協さんから出てきているわけですね。

事務局 そうです。漁協さんの方で、保護するために禁漁区としたいと要望が上がってきています。

会長 いくつか新しい納付場所が増えていますが、アユ、アマゴについて活発な場所ということでしょうか。

事務局 そうです。曾爾村漁協さんはどちらかというと、アユがメインの河川になっています。赤字の中で新しく増えたのがカフェねころん、伊賀見の販売所、プロショップかつきの3店となっており、左側の住所が黒字で記載されているところは、世代交代などで、名前を現在の実態に合わせて変更されました。実質的に増えたのは3店舗です。

会長 以上5つの漁協についてお聞きしましたが、追加のご質問ご意見等がありましたらお願いします。

河内委員 禁漁区の新設、釣り方や針のこと、区間の変更など大事な変更点の周知はどのような方法でされていますか。

事務局 基本的には漁協さんのホームページで周知され、禁漁区については、漁協さんが現場に看板を設置されています。

河内委員 分かりました。

会 長 遊漁券を販売する際や遊漁券に書いてあるとか、そういったものだということによろしいでしょうか。

事務局 はい。販売所にもキャッチアンドリリース区間の説明が載っているポスターが掲示されていたり、禁止区域や特別区域が書かれている漁場マップを漁協さんが配布しているところもあります。

会 長 その他よろしいでしょうか。

和田委員 オンラインの利用とありますが、これは漁協によってやり方は違いますか。

事務局 オンライン遊漁券は、現在つりチケとフィッシュパスの2社があります。奈良県内では、つりチケを導入しているところが1漁協、フィッシュパスを導入している漁協が7漁協あります。今回導入される天川村漁協さん、上北山村漁協さん、布目川漁協さんは、すべてフィッシュパスを入れられますので、販売方法としては3漁協については同じ方法で販売されます。インターネット上でクレジットカード決済で支払って遊漁券を買います。

和田委員 購入の確認はできるのですか。

事務局 スマホの画面で、遊漁券を見せるのですが、偽造できないような画面になっており、購入の確認ができます。

会 長 全国的にも普及が進んでいるみたいですね。人によっては敷居が高く感じるものですが、若い人にとってはむしろ敷居が低いと感じるということで、有効な方法とお聞きしています。では他にご意見がないようでしたら、議事事項1の遊漁規則の変更については、原案通り答申することでご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし

議事事項2 「令和7年度増殖実績数量及び令和8年度増殖計画数量の検討について」

事務局 資料説明

会 長 ただいまの説明についてご意見、ご質問ございませんか。

堀谷委員 内水面漁場管理委員会で吉野漁協の内容は調べているということですね。

事務局 はい。把握しています。

会 長 その他にいかがでしょうか。

高崎委員 計画の種苗サイズにばらつきがあるのは、各漁協から何センチ、何グラムを放流すると計画の報告が出されているからですか。

事務局 漁協さんによって大きいサイズを放流される場所もあれば、小さいのを放流される場所もありますので、漁協さんごとに、過去に放流したサイズをもとに放流尾数を計算して報告されているので、違っております。

高崎委員 過去の放流実績を元に算出しているのですか。適正放流促進事業は10センチ以上が対象でしょうか。

事務局 今は大きさの制限はありません。

高崎委員 では補助事業とも整合性がとれるのですか。

事務局 はい。

小川委員 増殖目標数はキロ数か尾数に統一することはできないのですか。

事務局 当委員会ではキロ数か尾数のどちらかを満たしていればOKとしています。

高崎委員 全国的にこのようになっていますか。

事務局 いいえ、増殖目標の考え方は県によって異なり、金額でいくら以上と設定しているところもあれば、キロ数のところや尾数だけのところもあります。

高崎委員 それは漁場管理委員会で決めるものですか。昔からこのようになっているのですか。

事務局 はい。

高崎委員 変えることもできますか。

事務局 できます。

小川委員 奈良県は、キロ数か尾数かどちらかに統一しないという理由はありますか。

事務局 重量に統一すると小さい種苗を放流したときに目標を達成できないという状況も出てきますので、漁協さんの状況に合わせた対応ができるようにしています。

小川委員 漁協寄りに考えてくれているということですね。

事務局 はい。

小川委員 分かりました。

会長 問題があればこの場で変えていくこともできるということですが、現状、漁協さん寄りの柔軟な形で運用していただいているとご説明いただきました。その他よろしいでしょうか。

和田委員 コイの増殖があるところと0kgのところがあるのですが。

事務局 計画が0kgの漁協さんは、おそらく今年もコイヘルペスの問題で、委員会指示が出て、放流ができないだろうということで、0kgで計画をあげてきています。

和田委員 コイヘルペスが解除となっても0kgということですね。

事務局 あくまで計画ですので解除されたら、実際には放流されるところもあると思います。

和田委員 最近水位が減って、気温も上がっていますが、それによって目標を減らすことはないですか。  
事務局 どうしても減らさざるを得ない河川の状況で、漁協さんから相談があった場合には、委員会で増殖目標数量を減らす協議をさせていただきますが、今のところ漁協さんから放流量が苦しいから減らして欲しいとの相談は上がってきていませんので、今年については、同じ目標数量で考えています。

会長 その他よろしいでしょうか。

全委員 意見なし

会長 布目川漁協さんの遊漁規則で、変更があったわけですが、ワカサギは休業でよろしいですね。

事務局 はい、そうです。

会長 別冊の備考の方針に従って、今回の2件については特に文書による指導は行わないということですが、その点も含めて特にご意見いかがでしょうか。

全委員 意見なし

ではご質問、ご意見がないようでしたら、議事事項2の令和7年度増殖実績数量及び令和8年度増殖計画数量の検討につきましては、文書指導を行わないということで原案通り進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

### 議事事項3 「コイヘルペスウイルス病のまん延防止について」

事務局 資料説明

会 長 ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

和田委員 委員会指示を出す増殖計画を0kgにしなければならないのではないですか。

事務局 放流の制限はあるのですが、条件をクリアしたコイを用意できれば放流して良いことになっています。

和田委員 実際にできるのですか。

事務局 できないので、結果的には0kgになっています。次に説明しますが、コイに関する委員会指示が出ており、放流が制限されていることを増殖目標と一緒に公報に載せます。

会 長 放流用のコイが汚染水域由来でないことと記載があるのですが、この汚染水域は、今現在ということでもよろしいでしょうか。かつて、ということではなく。

事務局 これまで発生したところは基本的には汚染水域です。発生があればその部分を汚染水域として国でまとめられています。

会 長 今だけではなくてということだと、それだけでコイの放流の元となる場所が制限されることになりますね。

河内委員 放流できなくて困るという声は漁協さんからは出ないのですか。

事務局 コイ釣りをされるお客さんが少ないことと、コイは自然に産卵して増えているので、そういう声はありません。今後は、コイの放流をせず、産卵場を作るなどの増殖目標に変えていく方向で検討すべきと考えています。

会 長 ただ、漁業権の対象業種ではあるということですね。

事務局 はい。

会 長 放流しなくても良いが、遊漁者がいくらいるのであれば漁協としては、それで良いという感じですかね。

事務局 増殖行為をしなければ、漁業権が成り立ちませんし、釣り人からお金を徴収するためには、経費としてやはり産卵場造成といった取組をしていかなければならないです。

会 長 今はそれをしなくていいわけですね。

事務局 今は例外的です。

会 長 水産庁レベルで、今後の出口戦略など考えてもらえるような事項ということでもよろしいでしょうか。

事務局 はい。毎年、各県の委員会から水産庁へコイの放流等について要望・提案をしています。

会 長 将来的には、通達は出さないから、各県で対応してということになるかもしれませんね。

事務局 はい。

会 長 分かりました。その他特にご意見ご質問がなければ、原案通り、委員会指示を継続して、公報掲載することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

#### 議事事項4 「令和8年度第5種共同漁業権の増殖目標数について」

事務局 資料説明

会 長 意見ありましたらお願いいたします。

漁協さんから相談があった場合には、変更する可能性も審議の上であるとのことですが、今回はそのようなことがないので、当初のまま今年度も公示すると思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 意見なし

会長 特にご意見ないようですので議事事項4の令和8年度第5種共同漁業権の増殖目標数について、原案通り決定し、公報に登載することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

議事事項5「資源管理の状況等の報告について」

事務局 資料説明

会長 皆さん何かお気づきの点がありましたら、ご意見等よろしくお願ひします。

各漁協さんに適切かつ有効に活用されているとの意見を事務局から出されるということよろしいでしょうか。

事務局 漁協さんには出していません。

会長 報告を受けてこの場で確認するということですね。

事務局 はい。

河内委員 これは県としてどのくらいのを求めるのですか。例えば、河川整備、河川清掃の項目が書かれていますが、これを年に1回するのか、毎月やっているかの頻度で労力や結果が大きく異なります。どういったものを目指してこういう報告になりますか。

会長 そもそも報告自体はこういった簡素な一文で収まるようなものなのか、それとも少し長い文言を要約したものなのか教えていただけますか。

事務局 長文でいただいているものもございまして、委員会に報告するため、事務局で要約している部分はあります。

河内委員 とりあえず少しでも何かやっってくださいというような感じなのか、それともある程度の目標を設定して、それをクリアするような活動を求めているのか、目標を何にするかで、内容や書きぶりが結構変わるかなと思うのですが。

事務局 報告いただく事項は決まっております、現状は目標を定めていただけていません。この報告は、海の漁業・養殖業で活用されていない漁場があり、そこに様々な参入者をいこうということで、漁業法が改正され、報告が必要になったものです。

河内委員 海に合わせている感じですね。

事務局 海に合わせた法律改正により、内水面についても報告が必要になったということです。

河内委員 内水面にも当てはめていくのであれば、評価ができるような形、例えば環境であったり、資源維持などに取り組んでいるような漁協があれば、そういったところに助成金を増やすような運営の仕方にうまく変えていけた方がいいと思いました。

事務局 ありがとうございます。検討します。

会長 貴重なご意見だったと思いますが、事務局からできそうなことや考えることはありますか。

事務局 今はこの項目で単純に報告を求めているだけですが、そういった目標などの考えも入れていけたらと思います。ただ今すぐに具体案はございません。

会長 いきなりハードルを高くすると、なかなか実現しにくく、やる気にも繋がらないと思います。県から各漁協さんに県の意見をお伝えしていないとのことですが、この一覧表をお返しすることは差し支えあるのでしょうか。

事務局 差し支えありません。

会長 河内委員の言われたことと同じ意見になりますが、法律で決まっているから、やっています

というのは、最低限OKですけれども、大変でない形でこれを有効に活用するのも同じ労力ですから重要なことだと思います。そこで次回照会時は、それぞれの活動の回数や数量などをできる限り書いていただくようお願いをして、年間3回など定量的なことを入れていただければどうでしょうか。そうすると、年に1回なのか毎月なのか、漁協間で努力の違いが見えるので、この要約をフィードバックとして戻すのはいかがでしょうか。そうすると横並びにして、もう少しやろう、あるいはもっとやっていたのに書いてなかったというようなことに気付けると思います。その程度であれば、労力がほとんど増えないですね。その次に目標のような議論に繋げていけばより有効になるかもしれません。まずはフィードバックから取り組んでみてはいかがでしょうかかなと思います。

事務局 はい、そのように進めさせていただきます。

高崎委員 水産庁の事業で当てはまるものもありますよね。

事務局 カワウ対策ややるぞ内水面漁業活性化事業で実施している取組も当てはまることはあります。

会長 お聞きする項目は法律等で決まっていると思いますが、どのような課題や要望を持たれているか、この場でも知りたいということで、情報交換の簡単な場になるよう活用できればと思います。横並びで見る機会があると、次のステップにつながる可能性が出てくると感じますので、来年度検討していただくようお願いいたします。これは報告ですので、ここまでにしたいと思います。

#### 議事事項6 「魚の放流規制の検討について」

事務局 資料説明

会長 何かを決めるような段階ではないので、知識の共有をしていきたいということですが、ご質問いかがでしょうか。

堀谷委員 川上村で生息が確認されているブラウントラウトはこのリストには挙がらないのですか。

事務局 この奈良県の生息リストは数年前のリストで、本来であればブラウントラウトも挙げるべきだと思います。

会長 そうですね。そういう意味では最終的なアップデートがされたらいいと思います。いくつか備考にある国内外来種、国外外来種で、疑問といたしますかコメントつきで仰っていた種類もありました。在来のもので、そうでないものも含む種類について、少し分かりにくい形で書かれていて、この表だけだと紛らわしいところはあると思います。例えばドジョウは在来なものもいれば、中国から入ってきているものもいるのが現状です。

河内委員 先ほどの堀谷委員のご発言に関係あるのですが、この一覧はどの部署がメインで作られていますか。別の仕事で生物多様性関連の情報を取りまとめた機会があったのですが、生息種一覧のアップデートの頻度が県によってかなり違って、頻りに更新できているところもあれば、最新のものが5年前でストップしているなど、古い情報のままのところがあり、奈良県内で生息している魚種をきちんと見ていくという意味では、最新の情報を常にアップデートしていくことが必要になってくると思います。奈良県の中ではどのような整備がされているのでしょうか。

事務局 環境部局の景観・自然環境課がこのリストを作られています。おそらく5年に1度程度の頻度でアップデートされていると思います。なお、これまでは水産部署が確認していない状態でリストが作成されていたので、今後は水産部署でも確認したいとお願いをしています。基本

的には専門委員会を作られて5年に1度ぐらいの頻度で更新されています。

河内委員 5年ぐらいすると一気に増えている魚種もあるので、本当はもう少し頻度が高いといいですね。

会 長 増えてほしくはないですけど、現実的には多少増えて報告が上がっているのもあります。前回の意見も最初に紹介いただきましたが、今日の資料を含めて、ご質問、ご意見がありませんか。

田辺委員 前回いろいろ意見を申し上げ、お調べいただきありがとうございます。漁業法を根拠に委員会指示を全県民に対してということで、話が大きいところから始まり、できるのかなと疑問を申し上げました。その根拠の第120条には「水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」と書かれています。全県民に対しての規制は、法の趣旨の範囲外になっているのではないかと思います。そうであれば、話を煮詰めていっても全県民に対しては難しいと思います。もう少し分かりやすい形で、県民に県の方針としてはこうですという、罰則のない形で、こういうふうに取り組んでいるので、こうしましょうというのを報告した方が話は早いし、取り組みやすいと思った次第です。

会 長 貴重なご意見ありがとうございます。委員会指示以外の方向性もあるべきじゃないかとのことです。水産庁とこの件についてやり取りをされましたか。

事務局 はい。水産庁管理調整課にこの内容で委員会指示を出すことについて、問題ないか確認しましたが、委員会で決まれば特に問題はないとのことでした。ただし県内もしくは国内に生息していないことを証明するのは難しいので、大手を振って賛成という内容ではないとのことでした。

会 長 前回案の文言の不十分さということですね。

事務局 はい。

会 長 その点や前回の意見も意識し、基点を決めなくてはいけないということで、今回リストを出していただいて、こういった整理が必要、かつアップデートする必要もあることが今回は確認できたと思います。その文言自体もナイーブな言い方ではなくて、もう少し明確にしなくてはいけないですね。法律的な観点で田辺委員からご意見を頂いていることを踏まえて、今後検討していければいいと思います。

田辺委員 漁業法で罰則がついているのですが、それを効果的に使いたいと考えるのであれば、検察庁にこのように定めて実際に検挙できるのかを確認する必要があると思います。そうするとすごいハードルが上がってしまいます。

会 長 最近の例ですと、コウライオヤニラミに関しては、問題になってからは速やかに委員会指示で持ち出し禁止となりました。これは1種類を規制する分かりやすい例ですので、今回はそれと違う点もいくつかあると思います。白か黒ではなくて、委員会指示で出せる部分と、啓発的な部分を分けることができないか色々考える余地もあると思います。県内には90種ぐらいいることと、そのうちの何割かは何らかの外来種であると統計が取れるような状態になっており、見通しがついたのは大変良かったと思います。これは検討を進めていただきながら継続して審議することによってよろしいでしょうか。

事務局 はい。

会長 本日の議事事項は以上ですが、事務局から何かございますか。

事務局 次回の開催は5月20日頃を予定しています。

会長 本日の委員会の議事録の署名委員は、堀谷委員と田辺委員にお願いしたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。それでは以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員